岩手労働局

盛岡労働基準監督署

Press Release

盛岡労働基準監督署発表令和6年12月4日

【照会先】盛岡労働基準監督署 副署長飯野洋司 〇第一方面主任監督官 鈴木裕介 (電話) 019-604-2530

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

~ 無免許でクレーンの運転を行わせた疑い ~

盛岡労働基準監督署(署長 八重樫 祐一)は、本日、株式会社カガヤ及び同社取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年12月5日、盛岡市芋田の作業場内でつり上げ荷重5トン以上のクレーンで積込作業を行う際、クレーン・デリック運転士免許を受けていない労働者にクレーンの運転業務を行わせた疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社 カガヤ

所 在 地:岩手県盛岡市芋田 事業内容:金属製品製造業

(2) 取締役 製造部長A

2 違反条文

被疑者株式会社カガヤ、被疑者Aともに労働安全衛生法違反 労働安全衛生法第61条第1項(就業制限) 労働安全衛生法施行令第20条第6号(就業制限に係る業務) クレーン等安全規則第22条(就業制限)

労働安全衛生法第 119 条第 1 号(罰則) 労働安全衛生法第 122 条(両罰規定)

3 労働災害の概要

令和5年12月5日、盛岡市芋田の作業場内において、労働者Bにクレーンを 運転させて鉄骨の柱製品の積込作業を行わせていたところ、Bがつり上げた鉄骨 の柱製品と置かれていた鉄骨の柱製品との間に挟まれて死亡するという災害が 発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ就かせてはならないと規定されていますが、災害発生当時、同免許を受けていない労働者にクレーンの運転業務を行わせた疑いがあるものです。

関 連 条 文

○労働安全衛生法(昭和47年 法律第57号)(抄)

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、 都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録 を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定 める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。 (第2項~第4項 略)

(罰則)

- 第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の 罰金に処する。
 - 一 第14条、(中略)、第61条第1項、(中略)の規定に違反した者
 - 二 (略)
 - 三 (略)

(両罰規定)

- 第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- ○労働安全衛生法施行令(昭和47年 政令第318号)(抄)

(就業制限に係る業務)

- **第20条** 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。 六 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務 (第1号~第5号、第7号~第16号 略)
- ○クレーン等安全規則(昭和47年 労働省令第34号)(抄)

(就業制限)

第22条 事業者は、令第20条第6号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。ただし、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン(以下「床上操作式クレーン」という。)の運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。